

「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（案）」に対する御意見及びこれに対する考え方について

1 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（案）」全般に関する御意見

基本計画全般に関する御意見として、

- 全体的に実在児童の性的搾取被害対策、心理面のケア等のみならず、貧困児童対策、就労支援にも触れた、大変評価できる内容だと思う。
- 児童の性の商品化を含む幅広い児童の性的搾取の問題に関し、児童の権利条約やその選択議定書等に基づき、国際社会との連携を強化し、性的搾取の背景問題にも対処する様々な施策が掲げられていることを歓迎する。

との御意見がありました。

本基本計画を着実に実行することにより、児童の性的搾取等に係る対策を推進してまいります。

また、

- 児童の性的搾取等の対象の具体的な例を明示することが大切である。

との御意見がありました。

御指摘を踏まえ、児童の性的搾取等の定義を基本計画の冒頭に記載することといたしました。

また、

- 児童の性的搾取等の状況に関する統計を今後も継続して取り、時代に即して柔軟に対応していくことを望む。

との御意見がありました。

児童の性的搾取等に係る情勢は常に変化していることから、実態を適時的確に把握し、情勢に即した対策を執れるよう努めてまいります。

2 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（案）」各項目に対する御意見

(1) 「児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化」関係

この項目に関しては、

- 刑法及び児童ポルノ処罰法での扱いを引用提示し、児童買春等は海外で行っても罰則適用があることを示すことが有効である。

との御意見がありました。

政府としては、児童買春や児童ポルノの所持等の行為は、日本人が国外において行っても我が国の法律により処罰されることについて、引き続き、周知を図ってまいります。

(2) 「児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の

支援」関係

この項目に関しては、

- 子供たちを見守れる環境づくりが大切である。子供たちを定期的にカウンセリングできる環境や、スマートフォン等の利用についての指導が良いと考える。
- インターネット、スマートフォンの急激な発達によって、学校の教師、親がフォローしきれない場合もあると思うので、啓発していく必要がある。

との御意見がありました。

コミュニティサイトに起因して性的搾取等の被害に遭う児童の数が増加している状況等に鑑みれば、政府としては、インターネットの利用に潜む危険性やそれを減じるために有効な手段等について児童や保護者に正しく認識してもらうための取組を推進するなどして、児童や家庭の支援に取り組んでいくことが重要であると考えます。このため、関係機関が連携しつつ、様々な機会を通じてこうした支援を行ってまいります。

(3) 「児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進」関係

この項目に関しては、

- ツール等の対策と同時に、可能な範囲で学校にも情報提供が行われることにより、学校が関連機関と連携しながら被害に遭った生徒の心のケアについて対応できるような環境を整えることが必要である。

との御意見がありました。

政府として、児童の性的搾取等に利用されるツール対策を進めていくに当たっては、学校等の関係機関・団体との連携を図りつつ、それらの機関・団体による取組の支援も行ってまいります。

また、

- 情報統制に利用されかねない閲覧禁止等のインターネットの規制強化ではなく、情報を主体的に読み解き取捨選択するメディアリテラシー教育を成年・未成年問わず推奨していくべきである。

との御意見がありました。

政府としては、関係機関が連携しつつ、児童や保護者のインターネットリテラシー向上のための取組等を推進してまいります。

(4) 「被害児童の迅速な保護と被害からの立ち直り支援」関係

この項目に関しては、

- 性的搾取の被害者の心のケアを徹底するだけでなく、加害者についても考える必要がある。

との御意見がありました。

本基本計画においては、児童の性的搾取等の加害者に対する働き掛けも重要であると考え、第五の柱において「刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施」等の施策を盛り込んでいます。こうした施策を推進してまいります。

また、

- 「立ち直り」の用語を、より長期的・包括的で子供の権利の観点からも適切な「回復」に修正すべきである。また、被害児童を非行・ぐ犯扱いせず、被害者であることを明確にする観点からも「立ち直り」ではなく「回復」の用語を用いるべきである。

との御意見がありました。

本項目に列記している施策については、性的搾取等の被害を受けた児童の保護及び支援のためのものであることから、その趣旨をより明確にする観点から、本項目の表題を「被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」と改めました。

また、

- 「⑤ いわゆるJKビジネスに関与する児童の補導の推進」について、JKビジネスに関与する児童の「補導」ではなく、性搾取からの「保護」又は「救出・保護」とすべきである。

との御意見がありました。

「補導」の用語には、一時的な保護や救出のみではなく、再被害を防止するための助言その他必要な支援も含まれていることから、原案のままとします。

(5) 「被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生」関係

この項目に関しては、

- 加害者の「更生」よりも、子供に対する犯罪の「再発防止」をタイトルとすべきである。

との御意見がありました。

本項目は、児童の性的搾取の発生を防止するための各種施策のうち「加害者」を対象とした施策を列記した部分であり、この視点を分かりやすくする観点から、原案のままとします。

また、

- 18歳に満たない者を雇った営業者に対する業務停止命令等の厳格な措置を求める。

との御意見がありました。

政府としては、児童の性を売り物とする営業に関して違法行為があった場合には、関係法令を適用して厳正かつ的確な取締りを推進してまいります。

また、

- 被害児童に対する聞き取りの技術が未熟であるために、更に被害児童を傷つけることがあると聞いたことがあったので、それに関する施策が盛り込まれたことは特に素晴らしい。

との御意見がありました。

児童が被害者等である事件に際しては、児童の心理的負担等に配慮した事情聴取を

実施することができるよう取組を推進してまいります。

また、

- 児童ポルノ禁止法の運用に当たっては、附帯決議の遵守を求める。

との御意見がありました。

政府としては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等の現行法を適切に運用し、児童の性的搾取等の取締りを進めてまいります。

3 その他

その他の御意見として、

- 被害者への大きな影響を考えると、現行の処罰規定を見直し、児童の性的搾取等の事例については厳罰をもって対処するという方向性も必要である。
- 児童ポルノ等の違法なコンテンツに関して、国民からの告発を促進するための広報を行うことが重要である。
- いわゆる「メイド喫茶」等、「性を売り物とする」とはほど遠い業態の店も存在する。いたずらに取締りを強化するのではなく、基準を厳格に定めてもらいたい。
- たとえ18歳未満であっても自己決定権を認め、本人の意志を尊重してもらいたい。
- 女性に対する保護・支援は両性を対象とした児童への対策に含むべきではない。
- 实在児童の保護を優先すべきであり、漫画・アニメ・ゲーム等の創作物を規制の対象にすべきではない。
- 児童の性的搾取等について、厳罰化ではなく、寛容の社会を目指すべきである。

との御意見がありました。

これらの御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。